

平成22年10月19日
第1回常任委員会決定
平成26年2月21日
第7回常任委員会改正

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 審判員・競技補助員等養成基本方針

第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会における審判員・競技補助員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 審判員・競技補助員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標にして養成する。
- 2 審判員・競技補助員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 審判員・競技補助員等は、県、会場地市町および競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な審判員・競技補助員については、資格取得および資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない審判員・競技補助員等については、本県および地域スポーツの普及・振興を図るため、1県民1参加を基本に、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地およびその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。